

件名	愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】 医療施設耐震化臨時特例交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 <u>大規模な地震等の災害の発生時に重要な役割を果たす医療機関の耐震化の促進を図るため</u> に要する経費の財源に充てるため、医療施設耐震化臨時特例基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成23年3月31日限り失効）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 事業実施主体 県</p> <p>2 事業実施期間 平成21～22年度（2年間）</p> <p>3 事業内容 未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院及び二次救急医療機関が行う耐震化のための新築、増改築及び耐震補強工事</p> <p>4 基金繰入額見込み 26億1,000万円</p> <p>5 基金の残額の処分 基金は平成23年3月31日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付</p> <p>6 その他 事業の実施期限は平成22年度末であるが、やむを得ない理由（工期が長期にわたる等）がある場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、耐震化整備事業が完了するまで延長できる。</p>	